○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1）円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A　洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。（ホットメールの構築）	現状と課題	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。	・R6.4　東京都により空堀側・柳瀬川が水位周知河川に指定された。 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。	・本市を流れる野川は都管理の洪水予報河川ではあるが、市域内は洪水予報区間から外れている。そのため、都から洪水予報の伝達系統に本市は含まれていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。
		今後の具体的な取組			・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。		
		R6年度			・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。		
		R7年度			・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。		
	B　洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。（避難指示等の発令判断の支援）	現状と課題	・水防災総合情報システムを通じて、水位計や雨量計の情報を入手している。	・市長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。	・市長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・市内に都管理河川は流れていない。
		今後の具体的な取組	・東京都からの情報を関係部署に速やかに、かつ、確実に共有できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災気象情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・引き続き、東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを整備していく。	・東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	
		R6年度	東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に共有できるよう現行の体制等を整備していく。		東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。		
		R7年度			東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。		
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題	・多摩川タイムラインの中で残堀川についても言及している。 ・『水害に対する避難情報の判断・伝達マニュアル』を作成し、それに基づき発令を判断している。	・多摩川、残堀川のタイムラインを作成済。 ・残堀川はん濫の恐れが高くなった場合の対応における指標には「残堀池上」水位及び「残堀池下」水位を用い、残堀川流域浸水予想区域図に示す浸水エリアの住民に対し行う。 注意水位に到達したときには、水防本部体制を立ち上げ、水防第一非常配備態勢をとる。 警戒水位に到達したときには、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、水防第二又は第三非常配備態勢をとる。 危険水位に到達したときには、避難指示を発令し、住民の避難をさせる。	・地域防災計画では水位周知河川が避難判断水位に達し、東京都から伝達された氾濫警戒情報を基に判断し、避難情報を発令することとしているが、市内を流れているのは石神井川の上流のため、避難するべきなのか判断が難しい。	・地域防災計画において、市内を流れている河川について避難勧告等の発令の判断基準を設けている。	・洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、令和8年5月に防災気象情報が新しくなるため、新しい防災気象情報に合わせて発令基準等を見直す必要がある。 ・大規模台風に伴う避難指示等の発令のタイムラインを作成しているため、タイムラインも併せて見直す必要がある。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、必要な関係部署に伝達するよう対応している 。
		今後の具体的な取組	・今後運用する中で、適宜マニュアルを更新していく。	・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、タイムラインの充実を図っていく。	石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。	・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	同上	・洪水に関する避難情報の発令基準を風水害対応マニュアルに定めているが、地域防災計画に反映させるほか、発令対象区域を詳細に検討していく。
		R6年度	・今後運用する中で、適宜マニュアルを更新していく。	水害対応や訓練を行った際には、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、引き続きタイムラインの充実を図っていく。	石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。	・空堀側・柳瀬川について、市の避難における判断基準となるタイムラインについて検討している。 ・令和7年度の地域防災計画修正に向け、現行定めている発令基準等について見直しを検討している。 ・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。	・洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定めることを検討している。	
		R7年度	・今後運用する中で、適宜マニュアルを更新していく。	・水害対応や図上訓練などを行った後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、引き続きタイムラインの充実を図っていく。	石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。	・空堀側・柳瀬川について、市の避難における判断基準となるタイムラインについて検討している。 ・地域防災計画修正に伴い、現行定めている発令基準等について見直しを検討している。 ・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。	・洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、令和8年5月に防災気象情報が新しくなるため、新しい防災気象情報に合わせて発令基準等を見直す必要がある。 ・大規模台風に伴う避難指示等の発令のタイムラインを作成しているため、タイムラインも併せて見直す必要がある。	
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。 ※水害危険性の周知　平常時における浸水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。	現状と課題	・防災ハンドブック・ハザードマップを作成し、洪水等の情報を周知している。ホームページや広報車、ライン・ツイッター、登録制メール、防災無線で避難勧告等の発令を市民に周知している。	・市ホームページにおいて、多摩川調布橋観測所及び残堀川残堀池上・池下観測所の水位確認サイトへリンクを貼っている。 ・避難情報については住民への情報伝達手段として、防災行政無線、市ホームページ、SNS（Xやフェイスブック）、昭島市携帯メール配信サービスなどあらゆる手段を用いて周知を図っている。 ・昭島市メール配信サービスについては、多言語対応が可能で、外国人向けにも情報伝達手段が備わっている。	市内に河川監視用カメラ等はなく、河川の様子を見ることはできない。 ・避難情報等は防災行政無線やHP、ツイッター、フェイスブック、緊急メール、広報車を利用して、住民へ周知を行う。	・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、防災アプリ、ツイッターなどを備えている。	・総合防災訓練の機会を通じて各種媒体を活用し、登録制メール等の登録を促している。	・市の登録制メールにより洪水情報を周知している。
		今後の具体的な取組	・災害時にホームページや広報車、ライン・ツイッター、登録制メール、防災無線ででより迅速に情報を伝達できる体制を構築していく。	・機会を捉えて、市民や事業所等に対する昭島市メール配信サービスの周知を行い、登録拡大を図る。 ・情報伝達手段の多様化を検討していく。	各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大、Twitter発信を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	登録制メールの登録者の拡大や、防災行政無線戸別受信機の取付を推進していく。
		R6年度	・災害時にホームページや広報車、ライン・ツイッター、登録制メール、防災無線でより迅速に情報を伝達できる体制を構築していく。	防災講和を行った際や転入してきた市民の方へメール配信サービスに関するパンフレットを配布し、周知を行っている。	・情報弱者と呼ばれる携帯やスマートフォンを持っていない高齢者や視聴覚に障がいのある方を対象に固定電話またはFAXに避難情報等を配信する災害時情報配信サービスを開始しており、引き続き周知に努める。	・引き続き水位計（前川3カ所）により把握した情報を市ホームページ上に公開し、市民が河川のリアルタイム情報を確認できるよう維持していく。	・より広く確実に住民に情報を伝えるため、今年度新たに「国分寺市防災アプリ」を導入する。「国分寺防災アプリ」は、防災行政無線の放送内容や避難所情報、緊急情報等を発信することができる。	気象情報についても、住民に周知できるよう広報手段の連携を検討していく。
		R7年度	・災害時にホームページや広報車、ライン・ツイッター、登録制メール、防災無線でより迅速に情報を伝達できる体制を構築していく。	・自治会などでの防災訓練や防災講話、市民が転入してきたタイミングなどにおいて、ハザードマップ、パンフレット（昭島市メール配信サービス）などを活用して市民への普及啓発を行っている。	・情報弱者と呼ばれる携帯やスマートフォンを持っていない高齢者や視聴覚に障がいのある方を対象に固定電話またはFAXに避難情報等を配信する災害時情報配信サービスを開始しており、引き続き周知に努める。	・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・より広く確実に住民に情報を伝えるため、新たに「国分寺市防災アプリ」を導入し、防災行政無線の放送内容や避難所情報、緊急情報等を発信している。	情報が住民に確実に伝わるように、市民向けのメール配信サービスである、くにたちメール配信と国立市の公式LINEにて、注意報等が出た際には、自動で配信されるシステムを導入した。
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。	現状と課題	・気象庁や東京都が発表する相当情報と市が出す防災情報との違いが、住民には理解することが難しくなっており、混乱する一因になっている。	・避難情報を発令する際は警戒レベルを表記し発令している。 ・警戒レベルと警戒レベル相当情報の違いが分かりづらく、情報を受け取った住民が混乱してしまう。	・防災マップに警戒レベルについての説明を記載し、住民への周知を図っている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難指示等の発表を行う必要がある。	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・警戒レベルが分かる発表形式で、避難勧告等の発表を行う必要がある。	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表するよう取り組んでいる。
		今後の具体的な取組	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを、必要に応じて見直しを図っていく。	・気象庁や東京都が発表する情報を基に、警戒レベルが分かる形式で、避難情報等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 ・警戒レベルに関するチラシを配布するなど、警戒レベルの普及啓発を図っていく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 ・避難勧告等の防災情報を発表する基準を検討していく。	・市民に対して広報等により警戒レベルの周知をはかる
		R6年度	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを、必要に応じて見直しを図っていく。	・引き続き昭島市防災ガイドブックを配布したり、防災講話等で周知を図った。必要に応じて見直しを図っていく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難情報をはじめとした防災情報を発表する仕組みを検討していく。	防災気象情報や、その伝達方法についての説明会などへ積極的に参加し、各種検討する際の参考とする。	・市民に対して広報等により警戒レベルの周知をはかる。
		R7年度	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを、必要に応じて見直しを図っていく。	・引き続き昭島市防災ガイドブックを配布したり、防災講話等で周知を図った。来年度から気象情報発令基準の見直しがあるため、それに併せて防災ガイドブックなどの更新を図っていく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・新たな警戒レベルの導入に伴い、市報等を活用した市民への周知を検討している。 ・定期的に開催をしている避難所運営連絡会において情報の発信を行い、地域に根差した啓発を実施している。	防災気象情報や、その伝達方法についての説明会などへ積極的に参加し、各種検討する際の参考とする。	市民に対して広報等により警戒レベルの周知をはかる。
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。	現状と課題	・小河内ダムからの放流通知をを東京都からのFAXで把握しているため、時差が生じている。リアルタイムで確認できる仕組みが必要。	・小河内ダムから放流通知等を受けており、避難情報等の発令基準の参考にしている。 ・小河内ダムの放流情報をメールやホームページを利用し、住民へ周知している。				・小河内ダムからの放流通知を受けており、市ホームページや登録制市民メール等で市民に周知している。
		今後の具体的な取組	・小河内ダムからの放流通知をリアルタイムで確認できる仕組みづくり。	・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難情報等の発令基準の参考とする。				・小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き、市民への情報伝達を実施していく。
		R6年度	・小河内ダムからの放流通知をリアルタイムで確認できる仕組みづくりを検討。	・台風接近時には小河内ダムの情報を逐次確認をしているが、現在どのくらいの放流をおこなっているのか、いつ放流が終了したのかなどの情報共有は引き続き必要。				・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難情報の発令基準への反映を検討する。
		R7年度	・小河内ダムからの放流通知をリアルタイムで確認できる仕組みづくりを検討。	・台風接近時には小河内ダムの情報を逐次確認をしているが、現在どのくらいの放流をおこなっているのか、いつ放流が終了したのかなどの避難行動に繋がるダムの情報共有は引き続き必要がある。				・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難情報の発令基準への反映を検討する。

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A　洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。（ホットメールの構築）	現状と課題	・令和6年4月から区市町村内の河川が水位周知河川に指定された。 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。	・東京都からの防災情報は、防災担当部署においてFAX及びメール等で受信している。受信した情報については、直ちに市長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・区市町村内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・令和6年4月から区市町村内の河川が水位周知河川に指定された。 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。			・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み（ホットメール）を構築している。（建設局）	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに伝達できるよう体制等を整備していく。		東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。			・引き続き、現状の取組を進めていく。（建設局）	
		R6年度	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。	R6年度に水位周知河川の指定あり。 東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに伝達できるよう体制等を確認した。		・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。			・引続き、対象の全自治体の参加を求めていく。（建設局）	
		R7年度	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築している。	東京都からの情報を市長及び関係部署により速やかに伝達できるよう体制等を確認し、必要に応じて体制の見直しを図った。		・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築している。			・洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、対象の区市に対して直接防災情報を提供する仕組み（ホットメール）を構築し、運用している。（建設局）	
	B　洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。（避難指示等の発令判断の支援）	現状と課題	東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。	・市長が避難指示等を判断する際に必要となる河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。	・東京都災害情報等システムを活用し、避難情報発令部署において直接各種情報の収集を実施している。			・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。（総務局・建設局） ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画を配信している（建設局）。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	引き続き、東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ていく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都災害情報システムを活用し、避難情報発令部署において直接各種情報の収集を実施している。			・引き続き、現状の取組を進めていく。（建設局）	
		R6年度	・令和6年4月から区市町村内の河川が水位周知河川に指定された。 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 ・東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得た。	・「東京都 水防災総合情報システム」内の水位計や雨量計、河川カメラを等を活用し、防災部署において直接各種情報の収集を実施している。	・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。（建設局） ・新たに3河川を水位周知河川に指定した。（建設局） ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。（総務局・建設局） ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。（港湾局、建設局）	
		R7年度	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築している。 ・東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。	引き続き、「東京都 水防災総合情報システム」内の水位計や雨量計、河川カメラを等を活用し、防災部署において直接各種情報の収集を実施している。		東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築している。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。（建設局） ・新たに1河川を洪水予報河川に指定した。（建設局） ・新たに1河川を水位周知河川に指定した。（建設局） ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。（総務局・建設局） ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。（港湾局、建設局）	
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題	・風水害（台風）時における水防態勢に係るタイムラインを作成している。 ・「東大和市避難情報の判断・伝達マニュアルを整備している。	・水害に関する避難指示等の発令基準及びタイムラインを定めている。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区市町村長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」に改定し運用している。 ・洪水予報河川および水位周知河川がないためタイムラインは作成していない。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン（拡大試行版）の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。（総務局、建設局） ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。（総務局） ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。（港湾局、建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	必要に応じて確認・更新等を行う。	・水害に関する避難指示等の発令基準及びタイムラインについて、定期的に見直し検討していく。	水防対応後等にタイムラインや避難情報の発令対象地域・基準等の見直し、検討をしていく。	必要に応じて確認・更新等を行う。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。		・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。（総務局、建設局、港湾局）	
		R6年度	タイムライン及び「東大和市避難情報の判断・伝達マニュアル」の内容を確認した。	・避難指示等の判断・伝達マニュアル、風水害・土砂災害におけるタイムラインについて、見直しを検討していく。	タイムラインの作成が完了している。	前年度と同様に、風水害対応マニュアルにおいて、避難情報等の発令目安は整理されているが、河川毎のタイムラインについては作成されていない。作成の必要生を含め検討していく。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当者との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。		・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。（建設局、総務局、港湾局） ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。（総務局） ・高潮浸水想定区域図の改定及び高潮特別警戒水位の再設定を行った（港湾局、建設局）。	
		R7年度	タイムライン及び「東大和市避難情報の判断・伝達マニュアル」の内容を確認した。	・避難指示等の判断・伝達マニュアル、風水害・土砂災害におけるタイムラインについて、引き続き見直しを検討していく。	タイムラインの作成が完了している。	前年度と同様に、風水害対応マニュアルにおいて、避難情報等の発令目安は整理されているが、河川毎のタイムラインについては作成されていない。作成の必要性を含め検討していく。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当者との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。 ・令和8年5月下旬からの防災気象情報の見直しに関して、大雨や高潮の危険警報等の発表基準を東京都や区市町村と調整して新たに設定し、関係機関への周知を行っている。		・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。（建設局、総務局、港湾局） ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。（総務局） ・高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位を設定済みである。（港湾局、建設局）	
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。 ※水害危険性の周知　平常時における浸水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。	現状と課題	・市ホームページにて、東京都水防災総合情報システムへのリンクを掲載し、周知している。 ・より多くの市民に情報を届けるための工夫が必要である。	・市ホームページにて「東京都 水防災総合情報システム」のリンクを貼り、市民がすぐに閲覧できるようにしている。 ・洪水情報や避難情報は、清瀬市メールー斉配信サービス、市ホームページ、SNS（Twitter、Facebook）、防災行政無線、車両による広報などにより、住民に伝達している。 ・単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ・外国人居住者への周知が課題である。 ・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾濫危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。	・市独自の登録制メールにより避難情報などの防災情報を周知している。 ・住民への情報伝達手段として、防災行政無線、登録制メール、ホームページ、ツイッターなどを備えている。	・ホームページに、東京都水防災総合情報システムへのリンクを掲載している。 ・緊急速報メールー括配信システムの導入とともに、携帯電話を保有していない世帯に対して、固定電話での情報配信事業を新設した。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。		・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「Youtube」で公開し、情報発信を強化している。（建設局） ・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。（建設局） ・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。（港湾局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	市民への迅速かつ的確な情報伝達手段について検討していく。	・清瀬市メールー斉配信サービスの登録拡大を図っていく。 ・課題についての検討をしていく必要がある。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。 ・気象情報等の情報収集の方法について、普及啓発を行っていく。	・登録制メールの登録拡大とともに、固定電話への情報配信事業登録者の拡充を図っていく。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。		・引続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。（建設局） ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。（港湾局）	
		R6年度	登録制メール、ホームページ、市公式SNS等の情報手段により、継続して広報活動を実施するとともに、市民への迅速かつ的確な情報伝達手段について検討していく。	・情報が住民に確実に伝わるような手段を引き続き検討していく。	・市公式LINEにて、災害情報を発信できる仕組みを構築した。	新たにLINEやX、Facebookを活用し、災害情報を配信している。浸水想定区域に新たに指定されるエリアに所在する要配慮者利用施設を対象とするかについては、引き続き検討している。	・引き続き気象庁ホームページ上でキキクル（危険度分布）や流域雨量指数の予測値等を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当者との打ち合わせの際に周知や説明を実施した。		・監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。（建設局） ・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。（建設局） ・都民や高潮防災関係機関等に高潮に関する映像情報を迅速かつ的確に提供することを目的とし、ライブカメラ2台を増設した。（港湾局） ・高潮防災総合情報システムについて、職員用機能及び公開用機能の改修を継続的に進めている。（港湾局）	
		R7年度	登録制メール、ホームページ、市公式SNS等の情報手段により、継続して広報活動を実施するとともに、市民への迅速かつ的確な情報伝達手段について引き続き検討していく。	・情報が住民に確実に伝わるような手段を引き続き検討していく。	・市公式LINEにて、災害情報を発信できる仕組みを構築した。	昨年度と同様に、LINEやX、Facebookを活用し、災害情報を配信している。	・引き続き気象庁ホームページ上で警報・注意報やキキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値等の防災気象情報を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当者との打ち合わせの際に周知や説明を実施していく。		・監視カメラや水位計を増設し、引き続き、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。（建設局） ・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。（建設局） ・高潮防災総合情報システムについて機能改修を継続的に進めている。（港湾局）	
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。	現状と課題	避難情報の変更に伴い、マニュアルの修正、市民への周知等を実施した。	・適宜情報を収集し、清瀬市メールー斉配信サービス、市ホームページ、SNS（Twitter、Facebook）、防災行政無線、車両による広報などにより効果的な情報発信を行っている。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討・構築した。 ・警戒レベルと避難行動を結びつくように周知を図っていく。	避難情報の発令判断・伝達マニュアルを作成した。	・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。 ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。		・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。（建設局） ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。（港湾局、建設局）	【区市町村】 ・全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 ・建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	避難情報や防災気象情報の変更があった場合は、迅速に修正・周知等を実施していく。	・今後必要に応じて検討等をしていく。	今後必要に応じて見直しを図っていく。	マニュアルに基づいた訓練等を実施し、適宜見直しを行っていく。	・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。		・引き続き、現状の取組を進めていく。（建設局） ・高潮氾濫発生情報を運用をしていく。（港湾局、建設局）	
		R6年度	引き続き市民への周知を実施していく。	・各警戒レベルとそれに伴い市民の方に求める行動を市報及びHPにて周知している。災害発生時には、気象庁や東京都が発表する情報を元に警戒レベルを付しての情報提供を実施していく。	今後必要に応じて見直しを図っていく。	令和6年度についても、見直しの予定なし。	・防災気象情報の体系整理に係る検討・準備状況について、都道府県に説明を行った。 ・自治体向けの講習会や担当者打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通じて、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。 ・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて、令和6年5月27日から、対象地域をこれまでの地方単位から府県単位に絞り込んで発表する改善を行った。		・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。（建設局） ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。（港湾局、建設局）	
		R7年度	引き続き市民への周知を実施していく。	・各警戒レベルとそれに伴い市民の方に求める行動を市報及びHPにて周知している。災害発生時には、気象庁や東京都が発表する情報を元に警戒レベルを付しての情報提供を実施していく。	今後必要に応じて見直しを図っていく。	今後、必要に応じて見直しを図っていく。	・新たな防災気象情報の内容について、機を捉えて東京都や都内区市町村に説明を行った。 ・自治体向けの講習会や防災担当者との打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通じて、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。		・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。（建設局） ・高潮氾濫発生情報を運用している。（港湾局、建設局）	
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。	現状と課題							・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。（水道局、建設局） ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。（水道局、交通局）	【区市町】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象（都水防計画に基づく関係機関） 【東京都】 水道局、交通局、建設局
		今後の具体的な取組							・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。（水道局、建設局） ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じての改善の検討を行う。（水道局、交通局）	
		R6年度							・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。（水道局、交通局、建設局） ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。（水道局、建設局）	
		R7年度							・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。（水道局、交通局、建設局） ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。（水道局、建設局）	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。	現状と課題	・ハザードマップに避難場所を公表している。 ・住民が自身の避難経路を検討できるよう、ハザードマップやマイタイムライン講習会等を通じて情報を提供している。 ・隣接自治体と避難場所の共有について協定を締結している。	・ハザードマップを全戸配付し、避難場所を公表している。転入者については市民課窓口にてハザードマップを配付している。また、市ホームページでも公開している。 ・隣接市との避難場所共有などの連絡体制が確立されていない。 ・具体的な避難経路は定めていない。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・洪水などの被害は考えにくいが、住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることは難しい。 ・隣接市と避難場所等の情報共有を行う必要がある。	・ハザードマップで避難場所を公表している。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。	・ハザードマップで避難場所を公表している。	ハザードマップで避難所を掲載している。 住民が確実に避難できる具体的な避難経路を考える支援を充実させることが必要である。	・清瀬市洪水ハザードマップで指定緊急避難場所を掲載し、公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。 ・状況に応じた避難を実行するための各地域ごとの避難計画策定が課題。	・ハザードマップで避難所・避難場所を公表している。 ・黒目川、落合川における想定最大規模降雨の浸水予想区域図でのハザードマップは作成済。 ・避難所・避難場所等の情報を隣接市町村と共有済。	・都内隣接市と「避難所・避難場所の相互利用」に関する協定を締結している。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。（建設局、下水道局） ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。（港湾局、建設局） ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。（建設局） ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。（総務局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局、教育庁
		今後の具体的な取組	・どの避難所を開設したのか、防災無線やホームページ等で確実に市民に伝達していく。 ・引き続き、避難経路を検討するために必要な情報を提供していく。 ・隣接自治体の避難場所を防災マップなどで周知していく。	・避難場所等の情報共有など隣接市町と連携を図っていく体制の構築について検討していく。その上で住民に周知についても検討していく。	・開設した避難場所を防災無線やホームページ等で市民に伝達する。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	避難所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・現在の避難所・避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。	・住民が避難する経路をする必要性について、引き続き検討する。			・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。（下水道局） ・引続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。（総務局）	
		R6年度	・どの避難所を開設したのかなどの情報について、隣接市と情報共有を図っていく。そのうえで、市民への周知についても検討していく。 ・引き続き、避難経路を検討するために必要な情報を提供していく。 ・隣接自治体の避難場所を防災マップなどで周知していく。	・引続き避難場所等の情報共有など隣接市町と連携を図っていく体制の構築について検討していく。その上で住民に周知についても検討していく。	・開設した避難場所を防災無線やホームページ等で市民に伝達する。	・引き続き、転入する市民に対して洪水ハザードマップの配布を行った。 ・防災講話等で洪水ハザードマップの説明を行った。 ・引き続き、広報の充実について実施していく。	・引き続き具体的な避難経路について検討を重ねていく。	・隣接市の避難場所等の情報をハザードマップに掲載した。	隣接自治体の避難所等をハザードマップに掲載している。 引き続き近隣市と避難場所等の情報共有などの連携を図っていく。	引き続き隣接市と情報共有等連携を図っていく。	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・現在の避難所・避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。	令和6年度についても、見直しの予定なし。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・高潮浸水想定区域図の改定を行った。引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局） ・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。（下水道局） ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。（総務局）	
		R7年度	・どの避難所を開設したのかなどの情報について、隣接市と情報共有を図っていく。そのうえで、市民への周知についても検討していく。 ・引き続き、避難経路を検討するために必要な情報を提供していく。 ・隣接自治体の避難場所を防災マップなどで周知していく。	・引き続き避難場所等の情報共有など隣接市町と連携体制の構築について検討していく。その上で市民への周知についても検討していく。 ・残堀川流域浸水想定区域図が外水・内水氾濫に分かれたことで次年度ハザードマップに関しても更新を図っていく。	・開設した避難場所を防災無線やホームページ等で市民に伝達する。	・水防訓練実施時に隣接市の危機管理所管にも出席いただき、双方の市民が効率的に避難を行えるよう啓発活動を行った。 ・改めて水害発生時における避難所の体制等について協議を行い、情報連携を密に行う体制づくりを行った。	・引き続き具体的な避難経路について検討を重ねていく。	・引続き避難場所等の情報共有など隣接市町と連携を図っていく。	隣接自治体の避難所等をハザードマップに掲載している。 引き続き近隣市と避難場所等の情報共有などの連携を図っていく。	引き続き隣接市と情報共有等連携を図っていく。	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・現在の避難所・避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。	・引き続き住民が避難する経路を検討していく。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局） ・区部について雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。多摩部について引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。（下水道局） ・新たに設置した都内自治体や関係機関を構成員等とする「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」において、都の広域避難計画である「東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領」の策定に向けた検討を進めている。（総務局） ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。（教育庁）	
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。	現状と課題	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設は、防災担当者と福祉・子育て担当部署で確認している。 ・要配慮者利用施設全施設で避難確保計画は作成済み。 ・避難確保計画の見直しや避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・市内に地下街はない。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に定め、避難確保計画の提出を促している。 ・施設に対する支援等については、庁内の防災担当部署及び福祉・健康部署等と連携し行っている。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・地下街等は存在しない。	・洪水浸水想定区域内において地域防災計画で定めるべき要配慮者利用施設は存在しない。 ・市内に地下街はない。また、洪水による浸水は想定されていない。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。	・洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設が存在するため、地域防災計画に定めるとともに、避難確保計画の作成を促す必要がある。	・浸水想定区域図から、要配慮者利用施設の抽出を行った。 ・要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。 ・避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認や未作成・未実施の施設に対する支援等を行っていく。	避難確保計画の作成、避難訓練の実施等を確認する仕組みづくりが必要である。	・令和5年度末の洪水浸水想定区域の指定に伴い、区域内の要配慮者利用施設の抽出を行っている。	東久留米市には、該当の要配慮者利用施設及び地下街は無い。 今後、必要に応じて検討をしていく。	対象なし			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。（建設局、下水道局） ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。（港湾局、建設局） ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。（建設局） ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。（生活文化局） ・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。（都市整備局） ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。（福祉局、保健医療局） ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。（建設局、下水道局） ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。（教育庁）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉局、保健医療局、教育庁、生活文化局、都市整備局（ 一、二、三、四、六建管内のみ）
		今後の具体的な取組	・避難確保計画の見直しや避難訓練の実施状況を確認していく。	・引続き関係部署と連携し、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促していく。	・洪水浸水想定区域内の状況変化の把握に努めていく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	同上	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されたことについて、周知していく。	避難確保計画の作成や避難訓練の実施練の支援を行う。	・区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画への記載の有無について検討する。また、当該施設の避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	今後、必要に応じて検討をしていく。	対象なし			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。（建設局、下水道局） ・引続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。（生活文化局） ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。（都市整備局） ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。（福祉局、保健医療局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。（下水道局） ・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。（教育庁）	
		R6年度	・浸水が想定される区域内の要配慮者施設を新規分を含めて把握し、避難確保計画の提出を促し、提出を受けた。R6.11時点で100%を達成した。 ・避難確保計画の見直しや避難訓練の実施を促す。	・地域防災計画に定めた施設に対して、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施について促し、徐々にではあるが作成・実施数が増加している。	・洪水浸水想定区域内の状況変化の把握に努めていく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、避難確保計画の作成状況や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。	・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。	避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等の確認を引き続き行った。	・令和5年度末の洪水浸水想定区域の指定に伴い、区域内の要配慮者利用施設の抽出を行っている。	今後、必要に応じて検討をしていく。	対象なし	・各自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、防災気象情報の活用方法について説明会を実施している。		・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、アンケート調査を実施し、結果の共有を行った。また、アンケート結果を踏まえ、関東地整と合同の意見交換会を開催することで必要な支援を行った。（建設局） ・高潮浸水想定区域図の改定を行った。引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、各地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、新橋地区・有楽町地区の訓練では、避難誘導の実効性を向上させるため小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催した。（都市整備局） ・避難経路の精査については、八重洲地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。（都市整備局） ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施（生活文化スポーツ局） ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を実施。（福祉局・保健医療局）	
		R7年度	・浸水が想定される区域内の要配慮者施設を新規分を含めて把握し、避難確保計画の提出を促し、提出を受けた。R6.11時点で100%を達成した。 ・避難確保計画の見直しや避難訓練の実施を促す。	・地域防災計画に定めた施設に対して、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施について促し、徐々にではあるが作成・実施数が増加している。	・洪水浸水想定区域内の状況変化の把握に努めていく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、避難確保計画の作成状況や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握しており、要配慮者利用施設に情報を伝える必要がある。 ・地域防災計画に定めるとともに、施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく必要がある。	・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。	避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等の確認を引き続き行っていく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。	今後、必要に応じて検討をしていく。	・洪水浸水想定区域内の状況変化の把握に努めていく。	・各自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明会を実施する予定。		・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、調査を実施し、結果を取りまとめて情報の共有を行った。（建設局） ・引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水等のハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。（都市整備局） ・出水期前の地区部会では、地下街等の施設管理者と図上訓練を行った上で、実働訓練の実施を促し、浸水への備えを強化した。（都市整備局） ・さらに新宿東地区及び大手町地区では、小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催し、水害に対する意識啓発の促進を図るとともに、施設管理者と発災時の避難行動の実効性を高める誘導を行った。（都市整備局） ・平成20年に策定した東京都地下空間浸水対策ガイドラインについて、気候変動の影響や地下空間を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、今日技術開発の進展が目覚ましいICT技術等を活用した事例も含めた内容に改定し、半地下を含む地下室又は地下駐車場を有する中小ビルや個人住宅の所有者、大規模地下街等の管理者等が、安全な地下空間を確保するための指針とした。（都市整備局） ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施（生活文化局） ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を実施。（福祉局・保健医療局） ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。（教育庁）	

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、浸水想定区域図を指定（水防法第14 条） ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し	現状と課題													・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。（建設局、下水道局） ・高潮浸水想定区域図を公表している。（港湾局、建設局） ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。（港湾局、建設局） ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成する必要がある（建設局、下水道局）。	【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【市町村】 市町村のみが対象（下水道等排水施設に関する雨水出水（内水）への対応）
		今後の具体的な取組													・引続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。（下水道局） ・引続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。（下水道局） ・高潮浸水想定区域図を改定していく。（港湾局、建設局） ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく（建設局、下水道局）。	
		R6年度													・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成し指定・公表した。（建設局） ・引続き雨水出水浸水想定区域図を作成。（下水道局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）	
		R7年度													・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を指定・公表済である。（建設局） ・区部について水防法に基づく雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。（下水道局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）	
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成している。ホームページや広報で公表している。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等での公表及び令和2年度に全戸配布を行った。	・東京都が公表する浸水予想区域図（改訂：想定し得る最大規模の降雨）を基にハザードマップを作成し、防災マップとして配付及びホームページ等で公表している。 ・防災マップの情報をスマートフォン上でも確認できるようにアプリケーションを配信しており、その中でもハザードマップが確認できるようになっている。	・洪水ハザードマップを作成し公表している（全戸配布・転入者に提供・ホームページ掲載）。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・ハザードマップにより洪水浸水想定区域を示しているが、住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・浸水予想区域図を基に作成したハザードマップを作成し、市民への配布、市ホームページでの公開を行っている。 ・避難情報の変更について、修正できておらず、別紙を添付し、その旨周知している。	・東京都が公表している洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、公表している。 ・洪水ハザードマップの周知方法は、防災防犯課窓口の他に市内公共施設窓口へ配置とホームページで公開している。 ・洪水ハザードマップには、浸水想定の他にも避難時の心得や非常時の持出し品、垂直避難、土砂災害の種類と前兆現象、避難情報の情報伝達、警報・注意報発令基準等を掲載している。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が公表している洪水浸水想定区域図を基にハザードマップを作成し、全戸配布及びホームページでの公表を行っている。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域においてk改定を完了した。（建設局、下水道局） ・高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。（建設局、港湾局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・市民への配布、ホームページ等での掲載を継続する。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	防災マップの配付及びアプリケーションの周知を行っていく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。	避難情報の変更、今後予定されている浸水想定区域の指定を踏まえ、今後のハザードマップの改正の検討を行う。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。	・マップの全戸配布を行い、転入者には転入手続きを行うときにマップを提供している。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。（下水道局） ・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）	
		R6年度	市内の内水浸水想定区域図の更新に合わせて、内水ハザードマップ、外水ハザードマップを更新した。 ・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討した。	・ハザードマップ周知のため、転入者や窓口に来た希望者に対して配布を行っている。 ・住民からの依頼に基づき出前講座を実施し、ハザードマップ等の解説も行っている。	防災マップの配付及びアプリケーションの周知を行っていく。	・引き続き、転入する市民に対してマップの配布を行った。 ・民生委員等、地域住民に対し見かたや内容の周知や研修会を行った。 ・引き続き、広報を実施していく。	・住民への周知については、引き続き配布やHP公開により実施していく。 ・HP公開については、リンク先を分かりやすく案内するなど、改善に努めた。	・訓練や出前講座において、ハザードマップ等の周知した。 ・出水期前には、市報に水害に特化した特集を組み、市民の防災意識啓発を図った。	引き続き、ハザードマップの配布及び市ホームページでの公開を行っている。 避難情報の変更については、別紙添付により周知している。	・住民への周知については、引き続き窓口配布やHP公開、市報への掲載などにより実施していく。	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域・浸水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。 ・自治会による訓練での配布や、窓口配布、HP掲載などを実施している。引き続き住民への周知を実施していく。	・本年度においても、出水期に市報にて周知を行なった。			・引続き市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。（下水道局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）	
		R7年度	市内の内水浸水想定区域図の更新に合わせて、内水ハザードマップ、外水ハザードマップを令和6年度に更新した。 ・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討した。	・ハザードマップ周知のため、転入者や窓口に来た希望者に対して配布を行っている。 ・住民からの依頼に基づき出前講座を実施し、ハザードマップ等の解説も行っている。 ・残堀川流域浸水想定区域図が外水・内水氾濫に分かれたことで次年度ハザードマップに関しても更新を図っていく。	・防災マップの配付及びアプリケーションの周知を行っていく。また、転入者や窓口に来た方にはハザードマップ及び防災マップ周知のため配布を行っている。 ・住民から野依頼二基づき出前口座を実施し、ハザードマップ等野解説も行っている。	・R8年度の改定に向け、新たに追加された家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）をマップ上に更新する等の作業を実施した。 ・多言語による周知情報の再検討等を行い、情報レベルの優先順位について検討を行っている。	・令和8年3月にハザードマップを改訂し、住民への周知を図った。	・訓練や出前講座において、ハザードマップ等の周知した。 ・出水期前には、市報に水害に特化した特集を組み、市民の防災意識啓発を図った。	引き続き、ハザードマップの配布及び市ホームページでの公開を行っている。 避難情報の変更については、別紙添付により周知している。	・住民への周知については、引き続き窓口配布やHP公開、市報への掲載などにより実施していく。	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域・浸水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。 ・自治会による訓練での配布や、窓口配布、HP掲載などを実施している。引き続き住民への周知を実施していく。	・今後も市報、HP、SNS等でハザードマップを周知していく。			・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。（下水道局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	現状と課題	想定浸水深表示板を設置している。広報やホームページで周知を図っている。	・土砂災害警戒区域の記載など、ハザードマップの情報拡充・改良に向けた検討を引続き行っていく。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。 ・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。	・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として，民間業者との協定により，電柱広告に避難所案内表示を掲載している。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	まるごとまちごとハザードマップについては、作成していない。	・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。	「まるごと・まちごとハザードマップ」の取り組みは実施していない。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。（建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	想定浸水深表示板を活用し、表示板設置箇所周辺の市民が日頃から水害に対する対策を考えてもらうように促す。	・他区市町村の取組事例も参考にしつつ、検討していく。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討する。	「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」、他区市町村の取組事例等を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	「まるごと・まちごとハザードマップ」の取り組みは実施していない。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。			・引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。（建設局）	
		R6年度	ハザードマップの更新に合わせて、浸水想定区域の変更に合わせて、想定浸水表示板の設置の見直しを実施した。	浸水想定区域内にある電柱に浸水深を示す看板を設置しているので、看板の維持管理及び、ホームページ等による周知を引続き行っていく。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に必要性及び費用対効果について引き続き検討していく。	・引き続き避難所案内表示を掲載可能な電柱広告の数の増加を図る。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	他区市町村の取組事例等を参考に実施について検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	「まるごと・まちごとハザードマップ」の取り組みは実施していない。	・引き続き他区市町村の取組を事例を参考に検討を行う。			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。（建設局）	
		R7年度	令和6年度のハザードマップの更新に合わせて、浸水想定区域の変更に合わせて、想定浸水表示板の設置の見直しを実施した。	・浸水想定区域内にある電柱に浸水深を示す看板を設置しており、令和7年度に更新を行った。 ・引き続き表示板の維持管理をしながら、ホームページ等による周知啓発を継続して行っていく。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に必要性及び費用対効果について引き続き検討していく。	・避難所案内看板の更新、ピクトグラムの修繕を行った。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	他区市町村の取組事例等を参考に実施について、引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	「まるごと・まちごとハザードマップ」の取り組みは実施していない。	・引き続き他区市町村の取組を事例を参考に検討を行う。			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。（建設局）	
⑪浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	現状と課題	・窓口で丁目単位での浸水実績を公開している。	・浸水履歴については、窓口にて問い合わせがあった場合に対応している。ホームページなどによる周知活動は行っていない。	窓口及びホームページ等で浸水実績を公表している。	・ホームページ上に洪水ハザードマップを掲載し、浸水実績を公表している。 ・ホームページで浸水(道路冠水)履歴を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・窓口で浸水実績を公開している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	浸水実績の周知は行っていない。	窓口で「水害活動時の記録」として閲覧に供している。	・東京都がホームページで公表している浸水実績を基に問い合わせに対応している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	照会があった場合、東京都の水害統計による浸水履歴を紹介している。	・防災安全課窓口で浸水実績等の公表をしている。 ・周知する方法を検討する必要がある。			・ホームページで浸水実績を公表している。（建設局） ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。（建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・個人情報及び資産価値保護とのバランスをとりながら、周知について検討していく。	・他区市町村の取組みを参考に検討していく。	引き続き、窓口及びホームページ等で浸水実績を公表していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・より多くの市民に周知してもらうために，他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	不動産業者の問合せ以外には浸水実績の周知は行わない。	現在、窓口での閲覧のみであるが、市ホームページへの掲載についても検討する。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	今後も取り組みを継続していく。	・他区市町村の取組を参考に、周知方法を検討していく。			・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。（建設局）	
		R6年度	・個人情報及び資産価値保護とのバランスをとりながら、周知について検討していく。	・引続き他区市町村の取組みを参考に検討していく。	引き続き、窓口及びホームページ等で浸水実績を公表していく。	HPに掲載している浸水実績について被害発生の都度更新を行っている。	・より分かりやすく容易に該当ページを見つけられるよう、ホームページの掲載方法を改善した。	不動産業者の問合せ以外には浸水実績の周知は行わない。	水害活動時の記録を表形式に取りまとめ、閲覧資料として公開している。	・引続き取り組み事例を参考に検討していく。	今後も取り組みを継続していく。	・引続き宅市町村の取組を参考に、より多くの市民へ周知する方法を模索していく。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。（建設局） ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの運用開始を予定している。（建設局）	
		R7年度	・個人情報及び資産価値保護とのバランスをとりながら、周知について検討していく。	・引続き他区市町村の取組みを参考に検討していく。	引き続き、窓口及びホームページ等で浸水実績を公表していく。	HPに掲載している浸水実績について被害発生の都度更新を行っている。	・耳で聴く防災・ハザードマップについて、ホームページに公表した。	不動産業者の問合せ以外には浸水実績の周知は行わない。	水害活動時の記録を表形式に取りまとめ、閲覧資料として公開している。	・引続き取り組み事例を参考に検討していく。	今後も取り組みを継続していく。	・引続き宅市町村の取組を参考に、より多くの市民へ周知する方法を模索していく。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。（建設局） ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムを公開し、運用している。（建設局）	
⑫自助・共助の仕組みの強化	A　住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子の配布や、講習会を開催している。	・自助の取組を促すために、東京マイタイムラインの冊子を窓口で配布をしている。	・自助の取組を促すため、マイタイムラインの冊子を配付している。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・自助の取組を促すために，マイタイムラインの冊子を配布している。	・地区防災計画策定の希望がある地域住民に対して、マイタイムラインの重要性を説明・周知している。	・マイタイムラインを窓口配布している。 ・マイタイムラインについて、市民に対し、更なる周知が必要である。	マイタイムラインの活用等効果的な啓発を行っている。	自助の取り組みのために、東京マイ・タイムラインを配布し、併せてハザードマップを周知している。	・都で配布している「東京マイタイムライン」の配布を行い周知活動を行っている。作成を指導できる人材が育成できていないので、今後都のセミナー等に参加し、作成支援を行える人材の育成をおこなう必要がある。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。（総務局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・引き続き、マイタイムラインの冊子の配布や、講習会を開催する。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・地区防災計画の策定支援を進めるとともに、住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。	引き続き、マイタイムラインの配布、防災講話での啓発を継続していく。	今後必要に応じて検討を行う。	・引き続き、東京マイ・タイムラインとハザードマップの周知を継続する。 ・講習会や情報等があれば、積極的に周知していく。	・市で資格取得支援を行っている防災士に対して、「東京マイタイムライン」について、作成支援のための講習等へ参加していただけるよう働きかけていく。			・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。（総務局） ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。（総務局）	
		R6年度	・マイタイムラインの冊子の配布や、講習会を開催。	引き続き、防災講話等の際や窓口にて配布していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。	・防災リーダーの育成に向けた研修を令和元年度より実施している。	・より多くの市民に周知してもらうために，他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・出前講座等の機会をとらえて、マイタイムラインの策定について説明を行った。	・マイタイムラインを窓口配布している。 ・防災講話等のタイミングを捉え、マイタイムラインの紹介及び活用の推進を図った。	・住民に対する防災講座を実施し、水害リスク及びマイタイムラインに関する周知を引き続き実施する。	ハザードマップの周知・配布をした。	・市で資格取得支援を行っている防災士に対して、「東京マイタイムライン」について、作成支援のための講習等へ参加していただけるよう引き続き働きかけていく。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。（総務局） ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。（総務局） ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。（総務局） ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、電車内広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。（総務局） ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。（総務局） ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。（総務局）	
		R7年度	・令和7年度に関しては浸水域内の小学校でのマイ・タイムラインセミナーを初めて実施。小学生5年生39名程度を対象に昨年度の大人向けセミナー資料を基に、小学生向けに平易化した内容で開催。 ・セミナー終了後、当校の副校長と協議し、次年度以降の開催についても実施が決定している。	・地域防災リーダーの育成の観点から、令和7年度より「防災士資格取得費補助制度」を新たに実施している。 ・引き続き、防災講話等の際や窓口にて配布していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。 ・東京都と連携し、防災講和実施時にマイタイムライン作成にかかる講師を派遣していただくなど、東京都と市が連携した促進活動を実施した。	・より多くの市民に周知してもらうために，他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・出前講座等の機会をとらえて、マイタイムラインの策定について説明を行った。	・マイタイムラインを窓口配布している。 ・防災講話等のタイミングを捉え、マイタイムラインの紹介及び活用を推進していく。	・住民に対する防災講座を実施し、水害リスク及びマイタイムラインに関する周知を引き続き実施する。	ハザードマップの周知・配布をした。	・今後も、市で資格取得支援を行っている防災士に対して、「東京マイタイムライン」について、作成支援のための講習等へ参加していただけるよう引き続き働きかけていく。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。（総務局） ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。（総務局） ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。（総務局） ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、SNS広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。（総務局） ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。（総務局） ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。（総務局）	
	B　水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進められている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿を策定した。今後は、名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画の策定を進めていく。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定はしたが，更新や全ての避難行動要支援者の個別計画策定に至っていない。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・マイタイムラインを窓口配布している。 ・マイタイムラインについて、市民に対し、更なる周知が必要である。	災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取り組みを進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて主管課の支援を行っている。			・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っている。（福祉局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉局
		今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図っていく。	・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配備し，水害リスクの周知を図っていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・引き続き、マイタイムラインの配布、防災講話での啓発を継続していく。 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて関係機関と連携していく。	引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別計画策定について、取り組みを進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて主管課の支援を行っていく。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っていく。（福祉局）	
		R6年度	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、必要な支援を進めた。	・市民に対するハザードマップの学習会や水害リスクに特化したものではないが、地域の防災リーダーの育成を目的として「防災まちづくり学校」の取り組みを実施している。	・浸水想定区域図の中の一部地域について、ケアマネージャーと連携し、避難行動要支援者の個別計画策定の推進を図った。 ・民生委員への名簿の提供を行った。	・マイタイムラインを窓口配布している。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、主管課で支援を行っている。	令和5年度に策定した「東久留米市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者の避難支援に必要なシステムの導入を行った。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組みについて主管課の支援を行っている。	・東京都社会福祉協議会と連携し、「防災気象情報」の利活用説明会を地域ブロックごとに実施中。（令和6年度は八王子、城南、城西　北北）		区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。（福祉局）	
		R7年度	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画の策定進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、必要な支援を進めた。	・市民に対するハザードマップの学習会や水害リスクに特化したものではないが、地域の防災リーダーの育成を目的として「防災まちづくり学校」の取り組みを実施している。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。	・マイタイムラインを窓口配布している。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、主管課で支援を行っている。	・一部の自治会と協力し、個別避難計画策定に向けて協議を開始した。	・引き続き避難行動要支援者名簿の策定・更新を行なっていく。	・東京都社会福祉協議会と連携し、機を捉えて令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明する予定。		区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。（福祉局）	
	C　地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	・各地区ごとに防災訓練を実施し、地域防災力向上を図っている。	・毎年、自主防災組織の防災力・防災意識の更なる向上を目的とした自主防災組織リーダー研修会を実施していく。	・地域防災力向上のため、地域防災フォーラムを実施し、共助の重要性の周知を図っている。	・震災時用に作成している避難所運営マニュアルを水害にも対応できる様、見直しを検討する。	・住民に対するセミナーを実施し，水害リスクに関する周知を図っている。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を実施する。	・市総合防災訓練や水防訓練の際に住民に対して水害への普及啓発活動を行っている。	・東京都が実施している研修会等について自主防災組織へ周知している。 ・地域によって防災意識に差が生じている。	自主防災組織の拡充と合わせ、都主催の講座に積極的に参加するなどして人材育成を行っている。	自治会が行う訓練や講話等において、水害についてのふきゅ啓発活動を実施している。	・防災士資格取得の支援を行っている。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。（総務局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
		今後の具体的な取組	・水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・引続き、自主防災組織リーダー研修会を実施していく。	・地域防災力向上のため、共助を支援する取組を検討していく。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・住民に対するセミナーや防災リーダー育成に向けた取組を実施し，水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	・引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。	・引き続き、研修会等の参加を促進する。 ・他区市町村の取組事例を参考に、取組の実施を検討する。	引き続き取り組んでいく。	引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。	・資格取得制度について見直しを行い、分団長以上経験者が取得する場合も助成を行うこととした。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める（総務局） ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する（総務局）	
		R6年度	「東京マイ・タイムライン」地域リーダー講習会への参加を促進する。	・今年度の自主防災組織リーダー研修会は、台風のため中止となった。	・地域防災力向上のため、地域防災フォーラムを実施し、共助の重要性の周知を図った。	・自主防災組織向けの研修を定期的に実施している。 ・地域からの要望に応じて防災講和を実施し、防災に対する基礎知識の定着と情報周知を実施している。	・市民に対するハザードマップの学習会や水害リスクに特化したものではないが、地域の防災リーダーの育成を目的として「防災まちづくり学校」の取り組みを実施している。	・市総合防災訓練や水防訓練の際に、住民に対して水害への普及啓発活動を行った。	・東京都が実施している研修会等について自主防災組織へ周知した。 ・自治会主催の防災訓練への参加・支援等を行った。	・引き続き、住民に対する防災講座を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。	・防災士の活用について、引き続き検討していく。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。（総務局） ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。（総務局）	
		R7年度	「東京マイ・タイムライン」地域リーダー講習会への参加を促進する。	・地域防災リーダーの育成の観点から、令和7年度より「防災士資格取得費補助制度」を新たに実施している。 ・今年度の自主防災組織リーダー研修会を実施し、自助と共助の大切さについて周知啓発を図った。	・地域防災力向上のため、地域防災フォーラムを実施し、共助の重要性の周知を図った。	・自主防災組織向けの研修を定期的に実施している。 ・地域からの要望に応じて防災講和を実施し、防災に対する基礎知識の定着と情報周知を実施している。 ・適宜、東京都と連携した防災講和の実施を行うなど、効果的な情報発信等を実施している。	・市民に対するハザードマップの学習会や水害リスクに特化したものではないが、地域の防災リーダーの育成を目的として「防災まちづくり学校」の取り組みを実施している。	・市総合防災訓練や水防訓練の際に、住民に対して水害への普及啓発活動を行った。引き続き継続して、普及啓発活動を行っていく。	・東京都が実施している研修会等について自主防災組織へ周知した。 ・自治会主催の防災訓練への参加・支援等を行った。	・引き続き、住民に対する防災講座を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。	引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。	・防災士の資格習得支援を行い、4名が習得した。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。（総務局） ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。（総務局）	
⑬住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題	・立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を実施しているが、避難を主眼に置いた訓練は実施していない。	・立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を実施しているが、避難を主眼に置いた訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・市立小中学校全22校で避難所運営連絡会を組織しており、関係機関が連携した訓練を実施している（現在は先進校3校で年1回のペースであるが、今後拡大予定）。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	水害に特化した避難訓練は実施できておらず、浸水想定区域の住民を対象に検討していく必要がある。	・関係機関が連携した訓練を実施している。（総合防災訓練、水防訓練） ・より多くの市民の参加を促す必要がある。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすく、実践的な防災訓練を実施する必要がある。	・毎年6月上旬に消防署・消防団とともに水防訓練を実施し、また、災害に備えて本部運用訓練も実施している。 ・風水害時における避難所開設については、市の職員で実施するため、市職員のうち避難所担当部署の職員に対して設営訓練を実施している。	・区市町村が行う避難訓練（防災訓練）へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。（建設局） ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。（建設局、港湾局） ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。（総務局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	引続き、関係機関と訓練を実施し、訓練内容についても検討する。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。	・避難訓練の実施の必要性について検討していく。	・引続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引続き，関係機関と訓練内容を検討し連携しながら，より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの市民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・避難所運営マニュアルを作成している。訓練を踏まえて適宜改正していく。	・区市町村が行う避難訓練（防災訓練）が充実したものとなるよう、協力していく。		・引続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。（建設局） ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。（建設局、港湾局） ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。（総務局）	
		R6年度	・関係機関と訓練を実施し、訓練内容についても検討する。	・今年度も関係機関が参加する市の総合防災訓練を、市内の学校2校を会場として実施した。 ・第八消防方面本部及び各消防署、立川市、国立市、昭島市や昭島警察署などが参加する「第八消防方面・昭島市・国立市・立川市合同総合水防訓練を当市で実施した。	・避難訓練の実施の必要性について検討していく。	関係機関と連携し，住民参加型の防災訓練を実施した。今後も総合防災訓練や水防訓練の一環として，避難訓練の実施を検討していく。	自助・共助力向上のため、より多くの市民に防災に関心を抱いていただけるよう、関係機関と連携し防災フェスタを実施した。	立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を昭島市で実施した。	・水防訓練及び総合防災訓練~~(雨天により開催希望縮小)~~において、関係機関と連携した訓練を実施した。	・引き続き、関係機関と連携するとともに、住民に参加を呼びかけやすい実効性のある訓練を実施していく。	出水期前の5月に、関係機関と連携した訓練を、住民参加も呼び掛けて実施した。	・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日　東京消防庁・足立区総合水防訓練　ブース展示 ・6月28日　東京都風水害図上訓練　気象講義 ・8月6日　練馬区災害対策本部設置訓練　気象講演 ・10月20日　清瀬市総合防災訓練　ブース展示 ・10月22日　東京都風水害図上訓練　気象講義 ・11月9日　新宿区総合防災訓練　ブース展示・実験 ・11月14日　東京都図上防災訓練（南海トラフ）　解説		・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携して図上訓練を実施した。（総務局） ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。（建設局、港湾局） ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。（港湾局）	
		R7年度	・関係機関と訓練を実施し、訓練内容についても検討する。	・令和7年度は、2会場で行っていた防災訓練を1会場に集約し、大規模に実施することを計画していた。しかし、当日雨天のため、規模を縮小、訓練内容の一部見直しを行い訓練を実施した。	・避難訓練の実施の必要性について検討していく。	関係機関と連携し，住民参加型の防災訓練を実施した。 今後も総合防災訓練や水防訓練の一環として，避難訓練の実施を検討していく。	より多くの市民に防災に関心を抱いていただけるよう、様々な関係機関と連携し、防災フェスタを実施した。	立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を国立市で実施した。	・水防訓練及び総合防災訓練において、関係機関と連携した訓練を実施した。	・引き続き、関係機関と連携するとともに、住民に参加を呼びかけやすい実効性のある訓練を実施していく。	天候不順により総合防災訓練等は実施できなかったが、自治会や学校にて個別に防災講話や訓練を実施した。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知・広報を行った。 ・5月24日　東京消防庁・北区総合水防訓練 ・8月31日　東京都・羽村市・日の出町総合防災訓練 ・9月28日　千代田区防災フェスタ ・10月5日　八丈町防災訓練 ・11月1日　杉並区総合防災訓練 ・11月9日　新宿区総合防災訓練 ・11月15日　東京都・新島村総合防災訓練 ・11月16日　三鷹市総合防災訓練		・超大型で猛烈な台風の接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して図上訓練を実施した。（総務局） ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。（建設局、港湾局） ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。（港湾局）	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑭防災教育の充実	**・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。**	**現状と課題**	・防災教育の実施について検討していく必要がある。	・学校から依頼があった場合に、防災に関する出前講座を実施している。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	今後も防災訓練や水防訓練の一環として，避難訓練の実施を検討していく。	・水害に特化した内容での防災訓練は実施できていない。	・市職員等による防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	避難所運営訓練等で、学校が地域防災に関わる機会ができている。	・引き続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨　その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。 ・東京都教育庁との連携を模索して、教育庁教育指導課を訪問したが、具体的な成果はなかった。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援（生活文化局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応ついて、各学校へ支援を行う必要がある。（教育庁）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化局、総務局
		今後の具体的な取組	・防災教育の実施について検討していく。	・今後も学校からの依頼に応じて防災教育を実施していく。	・教育委員会に協力を依頼していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・関係部署と協議し小学校等における防災教育を実施していく。	・学校とも連携し、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	避難所運営を通じて防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。（生活文化局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。（教育庁）	
		R6年度	・関係機関と訓練を実施し、訓練内容についても検討する。 ・なお、R7年度に向けて、浸水想定区域内の小学校にて東京マイ・イタイムライン講習会の実施について協議を進めている。	・防災教育として、都立高校へ出前講座を実施した。 ・小中学校へ防災訓練を実施した。	・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。	・総合防災訓練の機会を捉え、防災授業を実施した。 ・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。 ・市内複数の小学校において、児童引き取り訓練の際に避難所運営連絡会が学校に備蓄されている備蓄品や避難所に係る物資を設置し、保護者や児童が避難所の資機材等について学べる場を提供した。 ・総合防災訓練の機会を捉え、全校において教員を対象とした研修（学校危機管理マニュアルの確認、校内安全点検の実施等）を実施した。 ・食を通じて防災への意識を高めるため、市立小学校において備蓄食料を使用した給食メニューの提供を実施した。 ・市立小中学校への防災教育の一環として防災備蓄食料の一部を提供することで防災教育に役立てるとともに、フードロス対策を実施している。	・市内小中学校にて児童・生徒を対象とした防災教育を実施し、防災倉庫や備蓄品、避難所の役割について講義した。 ・市内の一部小学校においては、教職員を対象とした防災講座を実施した。	・浸水想定区域内の小学校において、防災訓練に水害に関する防災教育も含み、講話を行った。	・中学生が、授業の一環として、市主催の総合防災訓練へ参加した。 ・小学校からの依頼に基づき、防災講話を実施した。 ・小学校における避難所体験訓練を実施予定。	・防災教育として、中学校へ出前講座を実施した。	・小学校の授業テーマとして防災が取り上げられていたためハザードマップ等を使用した防災教育を実施した。 ・引続き防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	市内小学校の授業の一環で避難所の設営訓練等の支援をおこなった。	・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学」を7月26日～27日に実施。小学4年から6年生13人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。 ・荒川下流河川事務所と連携し、北区都の北学園に対する防災教育を11月15日に実施。実験展示等を交え普及啓発を行った。 ・北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。 ・瑞穂町教育委員会と連携し、瑞穂第一、第三、第四小学校の3校において気象防災に関する授業を行った。 ・東久留米市立小山小学校、渋谷区立幡代小学校、世田谷区立代田小学校、台東入谷子どもクラブ、アスク浅草橋子どもクラブにおいて気象防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、用い方を説明した。		・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。（総務局） ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。（総務局） ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。（総務局） ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。（生活文化スポーツ局） ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。（教育庁） ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。（教育庁） ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。（教育庁）	
		R7年度	・令和7年度に関しては浸水域内の小学校でのマイ・タイムラインセミナーを初めて実施。小学生5年生39名程度を対象に昨年度の大人向けセミナー資料を基に、小学生向けに平易化した内容で開催。 ・セミナー終了後、当校の副校長と協議し、次年度以降の開催についても実施が決定している。	・防災教育として、小中学校や都立高校などへ出前講座を実施した。 ・来年度以降、防災教育を推進するため、昭島消防署と連携していくことで進めている。	・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。	・市立の一部小学校において全校を通じた防災授業を実施するにあたり、関係機関との調整等を行うことで円滑な運営を心がけた。 ・地域、学校、行政が連携した授業実施等を行うことで平時からの連携体制を構築するとともに、発災時に各自が適切な行動をとれる環境づくりに従事した。	・市内小中学校にて児童・生徒を対象とした防災教育を実施し、防災倉庫や備蓄品、避難所の役割について講義した。 ・市内の一部小学校においては、教職員を対象とした防災講座を実施した。 ・市内の一部中学校においては、教職員、全校生徒、保護者、近隣住民を対象とした防災訓練を実施した。	小中学校へ出前講座として防災訓練に水害に関する防災教育も含み、講話を行った。	・中学生が、授業の一環として、市主催の総合防災訓練へ参加した。 ・小学校からの依頼に基づき、防災講話を実施した。 ・小学校における避難所体験訓練を実施した。	・小中学校への出前講座等の実施に向けて、必要に応じて関係部署と協議を行っていく。	小中学校の課外授業として、防災教育を実施した。	・本年度も市内小学校の授業の一環で避難所の設営訓練等の支援をおこなった。	・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学・気象の部」を7月25日～26日に実施。小学4年から6年生14人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。 ・荒川下流河川事務所と連携し、北区立都の北学園に対する防災減災教育を6月13日に実施。実験展示等を交え普及啓発を行った。 ・11月20日、北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。 ・東久留米市立小山小学校、墨田区立押上小学校、啓明学園中学校において気象防災、地震防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、用い方を説明した。 ・全国・東京都学校安全教育研究会の大会会場校となっている調布市立富士見台小学校において研究授業の教案作成等に協力し、ゲストティーチャーとして、台風防災、火山防災、マイ・タイムライン作成についての授業を実施した。 ・東京都立紅葉川高校の地理科教諭と共同で、「地理総合・防災分野」の指導案を作成し、授業を実施した。 ・清瀬市立第十小学校・第五中学校避難所運営委員会主催の防災フェスタに出展して、気象防災に関する普及啓発を行った。		・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。（総務局） ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。（総務局） ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。（総務局） ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。（生活文化局） ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。（教育庁） ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。（教育庁） ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。（教育庁）	

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑮水位計、河川監視用カメラ等の整備	**・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計（危機管理型を含む。）、河川監視用カメラの配置検討と設置状況（設置予定含む）を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。**	**現状と課題**	・都が設置している水位計の情報を利用している。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。	・東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。 ・市独自の水位計、河川監視用カメラ等は設置していない。	・市内に流れている河川については水位計（清瀬橋等）は設置されている。	河川監視カメラ・水位計が東京都により設置された。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。			河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。（建設局） 狭隘なスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。（建設局） ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。（交通局） ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。（水道局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		今後の具体的な取組	・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。	・現状設置は不要と考えている。引続き他自治会の先進事例などを参考に、必要があれば検討したい。	・現場、設置は不要と考えている。必要に応じて検討したい。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計，河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。	・引き続き、東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ていく。 ・市独自の水位計、河川監視用カメラ等は設置の予定はない。	・河川監視用カメラの設置について必要に応じて検討していく。	今後も、河川監視カメラ・水位計を活用していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・実施主体間での設置予定情報や事例の共有（建設局） ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行っていく。（交通局） ・放流警報装置（サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等）の点検整備等を確実に行っていく。（水道局）	
		R6年度	・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。	・現状設置は不要と考えている。引続き他自治体の先進事例などを参考に、必要があれば検討したい。	河川監視用カメラの配置について検討し設置が必要な箇所を選定した。	・令和元年度に市管理河川である前川に水位計を3カ所、設置済みである。 ・都管理河川である空堀川・柳瀬川に設置されている水位計を引き続き活用していく。 【都に対して要望している内容】 ・都が設置した水位計については、柳瀬川のよもぎ橋では氾濫危険水位がわかる標記になっていない。 ・柳瀬川の秋津橋に設置されているカメラは水位計の反対側を映しており、機能していない。都の職員に確認したところ、直す予定は無いと言われた。	・水位計の導入は鞍尾根橋・一里塚橋に東京都の水位計が設置されているため不要と考えているが、必要に応じて検討は続けていく。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。	東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。	・引き続き、河川監視用カメラの設置について検討していく。	今後も、河川監視カメラ・水位計を活用していく。	・引続き水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。（建設局） ・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。（建設局） ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行っていく。（交通局） ・引き続き放流警報装置（サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等）の点検整備等を確実に行っていく。（水道局）	
		R7年度	・現状市での設置は不要と考えている。既存の水位計を引き続き活用していく。	・現状設置は不要と考えている。引続き他自治体の先進事例などを参考に、必要があれば検討したい。	河川監視用カメラの配置について検討し設置が必要な箇所を選定した。	・令和元年度に市管理河川である前川に水位計を3カ所、設置済みである。 ・都管理河川である空堀川・柳瀬川に設置されている水位計を引き続き活用していく。 【都に対して要望している内容】 ・都が設置した水位計については、柳瀬川のよもぎ橋では氾濫危険水位がわかる標記になっていない。 ・柳瀬川の秋津橋に設置されているカメラは水位計の反対側を映しており、機能していない。都の職員に確認したところ、直す予定は無いと言われた。	・水位計の導入は鞍尾根橋・一里塚橋に東京都の水位計が設置されているため不要と考えているが、必要に応じて検討は続けていく。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない。	東京都水防災総合情報システムを活用し、河川の水位等の情報を得ている。	・引き続き、河川監視用カメラの設置について検討していく。	今後も、河川監視カメラ・水位計を活用していく。	・引続き水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・河川監視カメラや水位計の増設を行い、今後も引続き増設について検討していく。（建設局） ・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。（建設局） ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行っていく。（交通局） ・引き続き放流警報装置（サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等）の点検整備等を確実に行っていく。（水道局）	

2）的確な水防活動のための取組
水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑯水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	**・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。**	**現状と課題**	・防災倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 ・区市町村内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。 ・市内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・区市町村内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。 ・出水時には，河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう，ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、京浜河川事務所及び地域住民と河川の共同点検を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・市役所敷地内に土のう、倉庫内にショベル等の資機材を配備している。	・土のう袋やロープ、ブルーシート、水防用吸水ポンプ等を備蓄している。 ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。	水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・災害対策倉庫等に土のう、スコップ、排水ポンプ等の資機材を配備している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。（建設局） ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。（建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・水防資機材の在庫管理・更新を適宜実施していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携した共同点検への参加を検討する。	・引続き、出水期前に建設事務所が実施する水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加する。 ・適宜、水防資機材の導入及び更新を実施していく。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は，河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。 ・適宜，水防資機材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・水害に備えた水防資機材の拡充を検討していく。 ・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意する箇所の共同点検に参加していく。	適宜、水防資機材を見直し、必要があれば更新を実施していく。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・引続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。（建設局） ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。（建設局）	
		R6年度	・水防資機材の在庫管理・更新を適宜実施していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携した共同点検への参加を検討する。	・出水期前に建設事務所が実施する水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加した。 ・引続き水防資機材の導入及び更新を検討する。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・水防資機材である消防団員用排水ポンプの更新を検討する。	・水防資機材を含めた備蓄防災品の点検を実施した。	・出水期前に、京浜河川事務所及び地域住民と河川の共同点検を実施した。 ・水防資器材の点検を実施した。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	引き続き、水防資機材を見直し、必要があれば更新を実施していく。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施していく。（建設局） ・水防資器材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。（建設局）	
		R7年度	・水防資機材の在庫管理・更新を適宜実施していく。 ・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携した共同点検への参加を検討する。	・出水期前に建設事務所が実施する水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加した。 ・引続き水防資機材の導入及び更新を検討する。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・水防資機材である消防団員用排水ポンプの更新を検討する。	・水防資機材を含めた備蓄防災品の点検を実施した。	・出水期前に、京浜河川事務所及び地域住民と河川の共同点検を実施した。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	消防と消防団にて水防資機材の共有や円滑な水防活動に向けて検討を行っている。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施していく。（建設局） ・水防資器材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。（建設局） ・新たに大容量型移動式排水ポンプ車を1台整備し、円滑な水防活動が実施できるように操作訓練の実施に向けて調整を行った。（建設局）	
⑰水防訓練の充実	**・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。**	**現状と課題**	・多摩川について国立市、昭島市、立川消防署、昭島消防署と合同での水防訓練を実施している。 ・残堀川については実施なし。	・立川市、国立市、昭島市及び立川消防署、昭島消防署が参加する三市二署水防訓練を実施している。 ・当番市は三市にて持ち回りのため、当番市になるのは3年に1度。当番市では住民も参加するが、それ以外では消防団のみの参加となっているため、住民の水防に対する意識啓発が課題。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・毎年、出水期前に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの市民の参加を促す必要がある。	・関係機関や市民の参加による水防訓練を毎年実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい実践的な訓練を実施する必要がある。	・毎年、6月上旬に北多摩西部消防署及び消防団が水防訓練を行っている。 ・災害対策本部図上訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所（西建を除く）に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。（建設局） ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。（建設局） ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。（総務局） ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。（総務局、建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局
		今後の具体的な取組	・今後も多摩川について水防訓練を実施していく。	・引続き水防関係機関と連携した訓練を実施していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について，多様な関係機関，住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・水防訓練の反省事項を活かし、より実践的かつ有効な訓練内容を検討していく。 ・より多くの市民参加を促す。	・毎年実施している水防訓練について、住民等の参加等による多様な訓練の内容を検討していく。	毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	引き続き訓練を実施していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。		・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。（総務局） ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。（建設局）	
		R6年度	・今後も多摩川について水防訓練を実施していく。	・引続き水防関係機関と連携した訓練を実施していく。	・毎年実施している水防訓練について、市・消防署・消防団の参加による訓練を実施した。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。	消防団及び市職員が消防署員の指導のもと、水防の基本となる「土のうの作成方法」と「積み土のう工法を中心とした基本工法」を中心とした水防訓練を実施した。	立川市、国立市、昭島市・立川消防署、昭島消防署の参加による水防訓練を昭島市で実施した。	・関係機関と連携して水防訓練を実施した。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。 ・消防署と消防団が連携し、土のう工法を実施した。 ・東京都総合防災部の協力の下、東京マイ・タイムラインセミナーとVR映像による水害体験を実施した。	出水期前の5月に、関係機関と連携した訓練を、住民参加も呼び掛けて実施した。	引き続き訓練を実施していく。	以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日　東京消防庁・足立区総合水防訓練　ブース展示 ・6月28日　東京都風水害図上訓練　気象講義 ・10月22日　東京都風水害図上訓練　気象講義 （水防以外も含む訓練参加） ・8月6日　練馬区災害対策本部設置訓練　気象講演 ・10月20日　清瀬市総合防災訓練　ブース展示 ・11月9日　新宿区総合防災訓練　ブース展示・実験 ・11月14日　東京都図上防災訓練（南海トラフ） ・12月26日　江東5区広域避難情報発令の図上訓練		・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の８自治体と連携して図上訓練を実施した。（総務局） ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。（建設局） ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した（建設局）	
		R7年度	・今後も多摩川について水防訓練を実施していく。	・引続き水防関係機関と連携した訓練を実施していく。 ・実務的な訓練だけでなく、図上訓練についても継続して訓練を実施し、職員の意識醸成などを図っていく。	・毎年実施している水防訓練について、市・消防署・消防団の参加による訓練を実施した。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。	市職員が消防署員の指導のもと、水防の基本となる「土のうの作成方法」と「積み土のう工法を中心とした基本工法」を中心とした水防訓練を実施した。また、市の水防担当課、協定団体と図上訓練を実施した。	立川市、国立市、昭島市・立川消防署、昭島消防署の参加による水防訓練を国立市で実施した。	・関係機関と連携して水防訓練を実施した。	今年度は水防訓練が中止となってしまったが、来年度、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施できるよう、準備、調整を行っている。	出水期前の5月に、関係機関と連携した訓練を、住民参加も呼び掛けて実施している（R7年度は雨天中止）。	引き続き訓練を実施していく。	以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知・広報や関係機関との連携強化に係る取組を行った。 ・5月24日　東京消防庁・北区総合水防訓練 ・5月27日　東京都風水害図上訓練 ・7月23日　練馬区風水害リスクマネジメント研修 ・12月24日　江東5区広域避難対応の図上訓練		・超大型で猛烈な台風の接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して図上訓練を実施した。（総務局） ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練を実施した。（建設局） ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参加 した。（建設局）	
⑱水防に関する広報の充実	**・各構成員の水防に関する広報（水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等）の取組状況を共有する。**	**現状と課題**	・ホームページや広報紙等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。広報内容は、消防団の行事一覧などの活動内容や募集要件など。	・ポスター等で水防活動を行う消防団員の募集を図っている。	・ホームページ・市報・ポスターや分団広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・消防団員が水防活動を行うことにはなっているが，特に広報活動等は行っていない。	・出水期においては、ホームページや広報誌等を通じて、水防にかかる備えの充実について広報を実施している。	・ホームページやポスター等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・市ホームページや市報等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を行っている。	ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募などを図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。（建設局） ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。（建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・引続き、ホームページや広報紙等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 ・その他必要に応じて適宜広報を実施していく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・水防活動についての広報を検討する。	・引き続き、出水期前の広報活動を行っていく。	・引続き、ホームページやポスター等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、市ホームページ等で消防団員の募集を行っていく。	引き続き、ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。（建設局）	
		R6年度	・引続き、ホームページや広報紙等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 ・その他必要に応じて適宜広報を実施していく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・自主防災組織等には水防訓練に参加いただき、知識の共有を図っている。 ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 ・消防団の訓練の動画撮影し、様々な方々に消防団の活動を周知している。	・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・ホームページや広報誌等を通じて、水防にかかる備えの充実について広報を実施した。	消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 また、消防団員のPR動画（YouTubeにて公開）を活用し、入団促進を実施していく。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 ・イベント等において、消防団員募集の広報を実施した。	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。			・東京都防災X（旧Twitter）等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。（建設局）	
		R7年度	・引続き、ホームページや広報紙等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 ・その他必要に応じて適宜広報を実施していく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・自主防災組織等には水防訓練に参加いただき、知識の共有を図っている。 ・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。 ・消防団の訓練の動画撮影し、様々な方々に消防団の活動を周知している。 ・隣接市にも本訓練に参加いただくことで、市民へ発信する情報内容がより充実した。	・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	出水期前に広報紙にて、水防にかかる備えについて周知を行った。	消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 また、消防団員のPR動画（YouTubeにて公開）を活用し、入団促進を実施していく。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・ホームページや広報誌等を通じて、水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。 ・イベント等において、消防団員募集の広報を実施した。	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。			・危機管理産業展への参加や東京都防災X（旧Twitter）等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。（建設局）	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑲水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	現状と課題	・隣接市と消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定の締結をするとともに、水防訓練を実施している。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携，協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団による水防訓練を実施している。	大災害等非常事態発生時の相互応援を行う旨、東大和市と隣接の小平市との間で限定的な地域で消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等についての取組は行っていない。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。（建設局、下水道局） ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。（港湾局、建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引続き消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引続き，消防団間の連携，協力体制を継続していく。	・引続き、消防団の連携、協力体制を継続していく。	引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。（建設局、下水道局） ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。（港湾局、建設局）	
		R6年度	・引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引続き消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団幹部定例会（分団長会議）を定期的に開催し消防団分団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署と連携を図り行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化を図っている。	・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引続き、消防団の連携、協力体制を継続していく。	引き続き消防団間の連携協力体制を継続していく。	・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	消防団運営員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・引続き他区市町村の取組事例を参考に検討していく。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。（建設局、下水道局） ・引続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。（港湾局、建設局） ・建設事務所（西建を除く）に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、運用方針を策定し区市町村に周知を行った。（建設局）	
		R7年度	・引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き消防団間の連携、協力体制を継続していく。 ・消防団分団長会議などを通じて消防団間における情報共有を図っている。 ・昭島消防署とは災害現場でも一緒になることから平時から訓練などを合同で実施し、連携体制強化をしている。	・引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団幹部定例会（分団長会議）を定期的に開催し消防団分団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署と連携を図り行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化を図っている。	・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引続き、消防団の連携、協力体制を継続していく。	引き続き消防団間の連携協力体制を継続していく。	消防団の会議等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	消防団運営員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・引続き他区市町村の取組事例を参考に検討していく。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。（建設局、下水道局） ・引続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。（港湾局、建設局）	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑳災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	現状と課題	・ハザードマップに災害拠点病院を掲載しており、その場所の最大浸水深を示している。 洪水時の情報伝達については、ホームページや緊急速報メール等で発信している。	・浸水予想区域内等に災害拠点病院等は存在しない。	・浸水予想区域内に災害医療支援病院が立地するが、浸水深が浅く、病院機能への影響を及ぼす恐れがない。	・災害拠点病院や緊急医療救護所となる病院への情報伝達方法が課題。	・洪水浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し，必要に応じて地域防災計画に位置付けている。	浸水想定区域内に災害拠点病院等の医療機関はない。	IP無線機及び災害対策用衛星電話を設置し、情報伝達態勢を確保していく。	・東京都災害拠点病院に指定されている国立病院機構東京病院は浸水予想区域内に立地してない。	・市内に災害拠点病院はない。 ・医師会や市内病院に防災行政無線機を配備し、情報連絡体制を構築している。	・市内に災害拠点病院はない。 ・医師会や市内の大きな病院に地域防災無線を配備し、情報伝達体制を構築している。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。（建設局、下水道局） ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。（港湾局、建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	、今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、その都度、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて検討していく。	浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・今後発表される浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 ・引き続き、IP無線及び災害対策用衛星電話を活用する。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。（建設局、下水道局）	
		R6年度	・東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認する。	浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・想定最大規模の浸水予想区域図より、複数の災害拠点病院等で1m未満の浸水の可能性が確認されている。 ・確認された病院に対して、迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。	・令和元年6月に公表された最大規模の降雨量に基づき、新たな浸水予想区域が発表されたことから、浸水予想区域内の災害拠点病院の確認・見直しを行っていく。	浸水想定区域内に災害拠点病院等の医療機関はないが、伝達先及び内容について検討していく。	引き続き、IP無線及び災害対策用衛星電話を活用している。	・引き続き、東京都防災行政無線電話・FAXを活用した情報伝達方法を確保していく。	引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・引続き迅速かつ確実な情報伝達方法について検討していく。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）	
		R7年度	・東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認する。	浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・想定最大規模の浸水予想区域図より、複数の災害拠点病院等で1m未満の浸水の可能性が確認されている。 ・確認された病院に対して、迅速かつ確実な情報伝達方法を引き続き検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達のため、IP無線機を災害拠点病院に配備した。	浸水想定区域内に災害経典病院等の医療機関はないが、引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく	引き続き、IP無線及び災害対策用衛星電話を活用している。	・引き続き、東京都防災行政無線電話・FAXを活用した情報伝達方法を確保していく。	引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・引続き迅速かつ確実な情報伝達方法について検討していく。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）	
㉑洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化等）について検討する。	現状と課題	・非常用の発電機を屋上に設置している。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。	・止水用の土のう等を備蓄し、市庁舎への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・土のう等を備蓄し，水害時に活用できるようにしている。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し，機能の低下，停止することがないようにすることが課題である。	・浸水想定区域外であるが、地下駐車場の車両や自家発電機の対応について検討が必要。	想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・止水用の土のうを備蓄している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・洪水浸水想定区域外のため、対策を取る必要がない。 ・想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。（建設局・下水道局） ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。（建設局、下水道局） ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。（各局） ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了（下水道局） ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要（下水道局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	・今後も適切に施設管理を行っていく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・浸水対策について，定期的に点検し，維持管理を徹底していく。	・浸水想定区域外であるが、地下駐車場の車両や自家発電機の対応について検討が必要。	想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	令和3年度に新庁舎を建設。耐水化の対策も図られる設計となっている。	引き続き、想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。（各局） ・耐水化等の対策を検討していく。（各局） ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討（下水道局）	
		R6年度	・今後も適切に施設管理を行っていく。	・今後も適切に施設管理を行っていく。	・浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・市役所庁舎敷地内は、東京都から公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域では最大で0．5mであり甚大な浸水被害の可能性は限りなく低いが、適切な施設管理を行っていく。	・公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、必要な耐水対策を検討していく。	・浸水想定区域外であるが、地下駐車場の車両や自家発電機の対応について検討継続していく。	想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・庁舎建設完了に伴い、耐水化が完了している。引き続き、維持管理を行っていく。	想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域・浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。	市庁舎については、浸水予想区域外である。			・引き続き、申請のあった区市町村へ、災対本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。（総務局） ・下水道施設について、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を検討（下水道局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。（建設局、下水道局） ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。（港湾局、建設局） ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。（港湾局）	
		R7年度	・今後も適切に施設管理を行っていく。	・今後も適切に施設管理を行っていく。	・浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・市役所庁舎敷地内は、東京都から公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域では最大で0．5mであり甚大な浸水被害の可能性は限りなく低いが、適切な施設管理を行っていく。	・公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、必要な耐水対策を検討していく。	・浸水想定区域外であるが、地下駐車場の車両や自家発電機の対応について引き続き検討していく。	想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・庁舎建設完了に伴い、耐水化が完了している。引き続き、維持管理を行っていく。	想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域・浸水予想区域図等を踏まえながら対策を検討する。	市庁舎については、浸水予想区域外であるが、必要に応じて耐水対策を行なっていく。			・引き続き、申請のあった区市町村へ、災対本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。（総務局） ・引続き、水再生センターやポンプ所等において、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。（下水道局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。（建設局、下水道局） ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。（港湾局、建設局） ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。（港湾局）	

3）氾濫水の排水に関する取組

氾濫水の排水に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
㉒排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・消防団に排水ポンプを配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプを配備している。	各消防団に排水ポンプが配備されている。	・排水資機材は排水ポンプを配備している。	排水ポンプを配備している。	・各消防団、市に水中ポンプが配備されている。			・東部低地帯に排水機場を設置している。（建設局） ・東京港に排水機場を設置している。（港湾局） ・建設事務所（西建を除く）に排水ポンプ車を配備している。（建設局） ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。（建設局、港湾局、下水道局） ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了（下水道局） ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要（下水道局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組	・国や都と連携して排水計画等について検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材研修を継続する。	配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行ってていく。	・排水資機材の拡充を検討していく。	配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討し、各地域毎に排水ポンプ等の機材を増設する。			・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。（建設局、港湾局） ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。（建設局、港湾局） ・引続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。（建設局、港湾局、下水道局）	
		R6年度	・国や都と連携して排水計画等について検討していく。	・引続き排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・消防団に配備している排水ポンプの稼働訓練を実施する。	・引き続き排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・昭島市で実施をした、立川市、国立市、昭島市・立川消防署、昭島消防署の参加による水防訓練にて、北多摩北部建設事務所と合同で排水ポンプ訓練を実施した。	配備している資器材について定期的に点検し、適切な維持管理を行う。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行うとともに、排水資器材の拡充について検討していく。	配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底している。	・引続き資器材の配備について検討していく。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。（総務局） ・引続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。（建設局、港湾局、下水道局） ・揚水機能等の下水道機能を確保するため、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を実施（下水道局） ・東京都における排水作業準備計画に基づく、図上訓練を実施した。（建設局）	
		R7年度	・国や都と連携して排水計画等について検討していく。	・引き続き排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・消防団に配備している排水ポンプの稼働訓練を実施する。	・引き続き排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	引き続き、配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	配備している資器材について定期的に点検し、適切な維持管理を行う。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行うとともに、排水資器材の拡充について検討していく。	配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底している。	・引続き資器材の配備について検討していく。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。（総務局） ・引続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。（建設局、港湾局、下水道局） ・引続き、水再生センターやポンプ所等において、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。（下水道局） ・東京都における排水作業準備計画に基づく図上訓練を実施した。（建設局）	

4）その他の取組

その他の事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
㉓堤防など河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題													・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。（建設局） ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。（建設局）	【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組													・着実に河川整備を進めていく。（建設局） ・着実に適切な維持管理を実施していく。（建設局）	
		R6年度													・計画に基づき、河川整備を実施している。（建設局） ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。（建設局）	
		R7年度													・計画に基づき、河川整備を実施している。（建設局） ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。（建設局）	

○北多摩北部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		立川市	昭島市	小平市	東村山市	国分寺市	国立市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
㉔樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題													・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。（建設局） ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済（下水道局）	【東京都】 建設局、下水道局
		今後の具体的な取組													・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。（建設局） ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。（下水道局） ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。（建設局）	
		R6年度													・引続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。（建設局）	
		R7年度													・引続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。（建設局）	
㉕水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題													・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるごとまちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。（建設局）	【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組													・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。（建設局）	
		R6年度													・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるごとまちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。（建設局）	
		R7年度													・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるごとまちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。（建設局）	
㉖適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。	現状と課題													・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。（住宅政策本部、建設局、下水道局）	【東京都】 住宅政策本部、建設局、下水道局
		今後の具体的な取組													・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。（住宅政策本部、建設局）	
		R6年度													・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。（住宅政策本部、建設局）	
		R7年度													・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。（住宅政策本部、建設局）	
㉗災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国，東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都等が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。		・国が実施している研修等に参加している。（建設局） ・災害復旧に関する内部研修を実施している。（建設局） ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。（建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図っていく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。		・引続き、国が実施している研修等に参加していく。（建設局）	
		R6年度	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加し、職場内で研修内容の情報共有を行った。	・国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修やweb説明会などに参加していく。	・東京都が実施している研修へ参加している。	・引き続き国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・講習・講演会等について、東京都防災気象講習会（4月23日）、東京都総合土砂災害推進連絡会（5月21日）、東京湾台風等対策協議会（6月25日）、東京都国民保護協議会（10月29日）において講演や解説を行った。 ・自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った（5月28日【土砂】、6月5日【洪水】、2月4日予定【土砂】）。 ・東京都が主催する図上訓練（6月28日、10月22日、11月14日）に参加し、気象・地震の解説を行った。 ・災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。		・国が実施している研修等に参加した。（建設局） ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。（建設局）	
		R7年度	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加し、職場内で研修内容の情報共有を行った。	・国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修やweb説明会などに参加していく。	・東京都が実施している研修へ参加した。	・引続き、国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・都内自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った（5月22日、5月28日、2月16日予定）。 ・江東区を対象に気象防災ワークショップを行った。（8月14日） ・東京都風水害図上訓練に参加し、気象解説を行った。（5月27日） ・災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。		・国が実施している研修等に参加した。（建設局） ・災害復旧に関する内部研修の充実に向けて、引続き改善していく。（建設局）	
㉘災害情報等の共有体制の強化	・DIS（災害情報システム）にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有する仕組みは構築している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 ・DISの操作について、習熟度を高める必要がある。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報について共有している。 ・DISの使用方法について共有し、多くの職員が使用できるようにする必要がある。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。（総務局） ・区市町村に対してDISの利用方法等を周知するとともに、操作習熟について支援している。（総務局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 ・DISの操作について、多くの職員が操作できるように周知・訓練等を検討する。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	引き続き、DISの使用方法について共有し、多くの職員が使用できるようにする。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。（総務局）	
		R6年度	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう職員向けの研修を実施し、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・引き続きDISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 ・都訓練等の機会を活用して防災主管課職員のDIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、防災職員の習熟に努めている。	災害対応等の情報をDISで迅速に共有した。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・引続きDISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。（総務局）	
		R7年度	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・市主催の図上訓練などを実施し、職員のスキルアップに努めている。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう職員向けの研修を実施し、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・引き続きDISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 ・都訓練等の機会を活用して防災主管課職員のDIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	災害対応等の情報をDISで迅速に共有した。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、DISの入力訓練等に積極的に参加し、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・引続きDISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。（総務局）	
㉙地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題												・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和7年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。		【関東地方整備局】
		今後の具体的な取組												・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。		
		R6年度												・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。		
		R7年度												・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。 ・「「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系（東京都）の減災に関わる取組方針」が今年で第2期（令和3～令和7年）の最終年を迎えたことを踏まえ、第3期（令和8～令和12年）に向けた減災に係る取組方針の改定を行った。 ・要配慮者利用施設における水害時の避難訓練実施促進に向けたパンフレットを作成、公表した。		